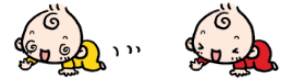




## 設楽町出産支援事業のご案内



この事業は、設楽町に住所を有し、遠方の医療機関を利用する必要のある妊産婦、乳児の保護者に対し妊産婦健康診査、乳児健康診査、出産における交通費及び宿泊費の助成を行うものです。

- 対象**
- 1) 設楽町に住所を有し、母子手帳の交付を受けている妊産婦、乳児の保護者
  - 2) (宿泊の場合)妊婦と一緒に宿泊した場合の付き添い者1名

### 【対象となる経費と申請期限】

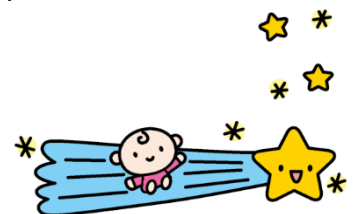
対象経費の基準		基準額	対象回数・日数	申請期限
交通費	妊産婦・乳児健診	自家用車： 住所地から医療機関までの距離(km)×25円×2  公共交通機関・タクシー： 領収書の金額	妊婦健診：14回まで（多胎妊娠の場合は19回まで） 産婦健診：2回まで 乳児健診：2回まで （1か月健康診査・9～11か月健康診査）	出産翌日から6か月以内
	出産時		1回	
出産のための宿泊費（食事代除く）		ひとり1泊 上限1万円（付き添い含め2名まで） ※1 実際の費用が基準額に満たない場合は支払った額	出産前の7日まで ※2 必要と認めた場合は延長することができます。	

\*里帰り等で自宅以外の場所から医療機関へ行った分は、その住所地からの距離で申請してください。

\*産婦健診と乳児健診を同日に受診した場合には、どちらか一方を申請してください。

### 申請時の必要な書類

- 1) 出産支援事業助成金交付申請書(様式第1)
- 2) 領収書 交通費：公共交通機関・タクシーを利用した場合  
 宿泊：申請する場合(素泊まり料金が明らかになるもの)
- 3) 母子手帳の写し(妊産婦・乳児健診の回数、出産が分かるページ)
- 4) その他町長が必要と認める書類



申請書の提出やお問い合わせはこちらへ

したら保健福祉センター 電話 62-0901